

目次

川崎市景観計画

序章 川崎らしい景観をめざして

- 1 計画の位置づけと役割 5
- 2 本市における景観の特徴 6～7
- 3 本市における景観の骨格 8～9
- 4 景観計画体系図 10～11

第1章 景観計画の区域 [景観法第8条第2項第1号]

- 1 景観計画の区域 13
- 2 景観計画特定地区 13

第2章 良好な景観の形成に関する方針 [景観法第8条第2項第2号]

- 1 良好な景観の形成に関する方針の体系図 15
- 2 景観形成の基本理念 16～17
- 3 景観形成の基本目標 18
- 4 景観形成方針 19～35
 - 1 景観作法 19
 - 2 市域の骨格をつくる景観形成方針 20～27
 - 3 建築物等の用途別の景観形成方針 28～32
 - 4 景観計画特定地区の景観形成方針 33
 - 5 景観形成方針図 34～35

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 [景観法第8条第2項第3号]

- 1 市全域の行為の制限に関する事項 37～39
- 2 景観計画特定地区の行為の制限に関する事項 39

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針 [景観法第8条第2項第4号]

- 1 景観重要建造物の指定の方針 41
- 2 景観重要樹木の指定の方針 41

第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する

物件の設置に関する行為の制限に関する事項 [景観法第8条第2項第5号イ]

- 1 屋外広告物に関する行為の制限の策定方針 43
- 2 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限 43

第6章 景観重要公共施設の整備及び良好な景観の形成に関する事項 [景観法第8条第2項第5号ロ]

- 1 景観重要公共施設の指定の方針 45
- 2 景観重要公共施設の整備及び良好な景観の形成に関する事項 45

第7章 景観形成の推進方策

- 1 景観計画の運用について 47～49
- 2 公共施設の景観形成方針 50
- 3 推進体制の構築 51

資料編

- 1 マンセル表色系について 53
- 2 「基本とする色彩」と「行為の制限」のカラーチャート 54～57
- 3 用語解説 58～61
- 4 景観行政の歴史 62～63
- 5 景観計画の策定経過 64

川崎らしい景観をめざして

序章

1 計画の位置づけと役割

-1 計画の位置づけ

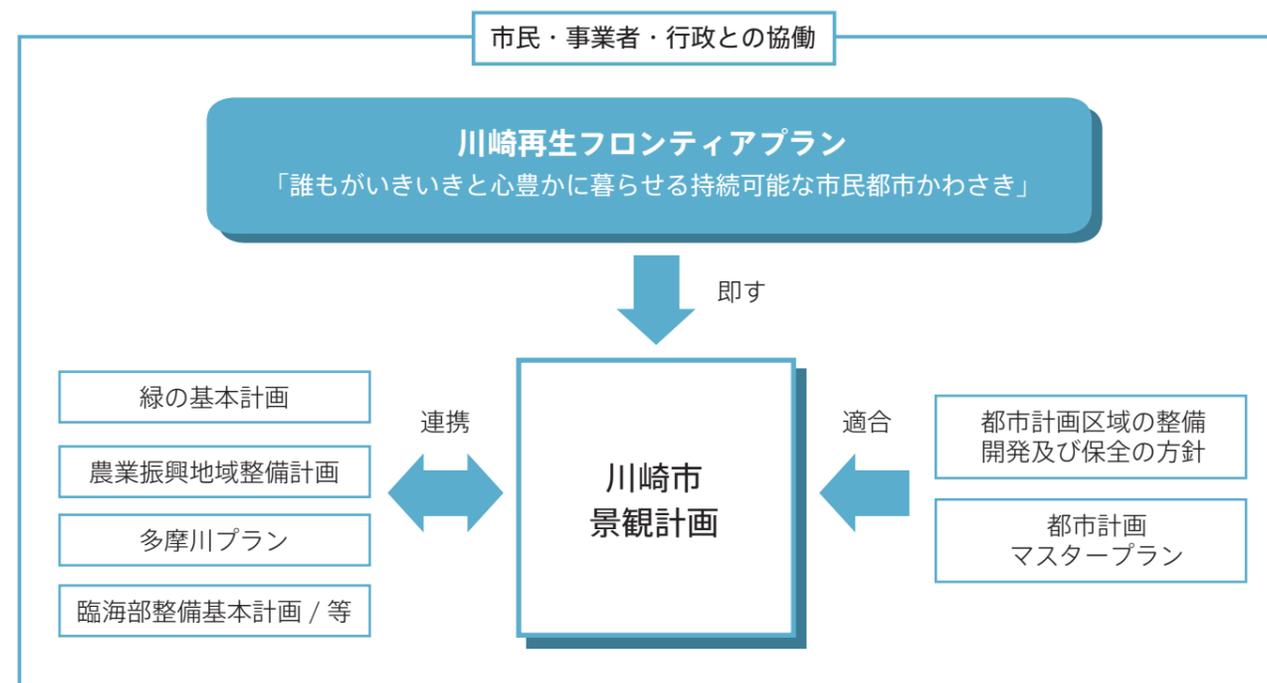
景観計画は、景観法第1条に掲げられた「美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与する」という法の目的の実現を目指し、同法第8条の規定に基づき定める法定計画です。

本市では、川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」に即し、都市計画に関する基本的な方針を示す「都市計画マスタープラン」に適合させるとともに、緑の保全・整備・創出に係る「緑の基本計画」、多摩川の魅力を活かす取組みを総合的に推進していくための指針である「多摩川プラン」などの計画とも連携を図り、川崎市景観計画を本市における景観形成のマスタープランとして位置づけます。

-2 計画の役割

本市では、平成6年の都市景観条例制定以来、条例及びこれに基づき策定された都市景観形成基本計画により景観施策を展開してきました。しかし、近年の景観をめぐる社会情勢や市民意識の変化に対応するためには、これまでの景観形成の取組みを、さらに積極的かつ効果的に運用することが求められています。

このようなことから、川崎市景観計画を策定し、景観法による新たな制度の活用とその他法令及び施策との連携強化を図り、市民・事業者・行政との協働により魅力ある川崎らしい景観づくりを進めていくものとします。



2 本市における景観の特徴

序章 川崎らしい景観をめざして

本市における景観の特徴を次のとおり整理します。

川・海・緑に囲まれた 背山臨水*の景観



北西の丘陵部から南東の臨海部へ延長約 33 kmにおよぶ細長い市域は、川、海、丘陵によって、地形的な景観の骨格を形成している。

この3つの要素は、水辺と陸の境、丘陵と平地の境など、景観上の境ともなり、市域を最南端の臨海部、中央に位置する内陸平野部、多摩丘陵の一部である北部丘陵部に分類することができる。

臨海部は、工業の発展とともに形成された埋立地であり、運河や海の水辺の景観が特徴的である。

内陸平野部は、多摩川の沖積平野として形成され、多摩川と多摩川崖線に挟まれて細長い地形が広がり、その大半を、一般の住宅地が占めている。

北部丘陵部は、多摩丘陵の一部で起伏に富んだ地形となっており、平野部との境には多摩川崖線を形成している。また、私鉄沿線を中心に緑豊かな比較的新しい住宅地が広がっている。

*風水の思想において、「山を背にして川・海を臨める地」を意味します。背後に山があり、一方が開けているような地形で、平地には川や池など「水」を湛えうような場所が、もっとも良い環境とされています。

大規模な土地利用転換と 連動した新たな都市拠点の景観



商業・業務・行政施設等が集積している都市拠点は、旧街道沿線や現在の鉄道沿線に発展している。歴史的にみれば、江戸から放射状に延びていた旧街道と多摩川の結節点にできた宿場等を中心として市街化が進み、市域を形づくってきたことが、都市拠点ごとの個性を高める一因となっている。

南武線の開通により、主要な駅を中心とした沿線には大規模な工場が進出し、内陸部へ工場地が形成されていった。

近年、都市拠点では、大規模な工場や企業用地等の土地利用転換と連動した再開発事業等により、新しいまちの顔となる都市景観が形成されつつある。

このように都市拠点においては、それぞれの拠点のもつ歴史的背景と近年の土地利用転換の動向に合わせた、新たな都市景観の創出が期待されている。

自然を上手に使いながら つくり上げた農村景観



丘陵部に残る市街化調整区域の麻生区黒川、岡上、早野地区は、『緑と農の三大拠点』と位置づけられ、その土地の自然を上手に使いながらつくり上げた農村景観が、点在している。

この景観は、農村地帯として長い歴史を経てきた本市の原風景のひとつであるが、その維持は土地所有者にほぼ依存されているのが現状である。

市街化の急速な進行と農業の後継者不足等が深刻である現在、この風景を守るための新たな仕組みづくりが不可欠となってきている。

ものづくりのまち川崎を 象徴するダイナミックな産業景観



日本の高度経済成長期を支えてきた京浜工業地帯の中核を成す臨港地区の地区特性にあった景観を形成している。

海と空を背景に、ふ頭などの港湾施設と工場・物流施設群やコンビナート等の巨大な施設が、ものづくりのまち川崎の個性的景観を形成している。

川崎市臨海部色彩ガイドラインの運用により、シンプルな形をした工場・物流施設群の色彩が、本地区の景観を特徴づけている。

近年の価値観の多様化や余暇時間の増大に伴い、臨海部の水辺と触れ合うことのできるレクリエーション空間の整備に対する市民要望が高まっている。

就業者や市民の憩いの場となる釣りやバーベキューのできる緑地・レクリエーション空間の整備が進められ、今後は人工砂浜や眺望ポイントを意識した臨海部の核となる空間の整備がされつつある。

水の恵みの面影を伝える 多彩な水辺景観



平野部のほぼ全域を流れる二ヶ領用水は、慶長 16 (1611) 年に完成した総延長 32 キロにおよぶ人工用水である。かつては、稲毛、川崎領の隅々まで行き渡り、二千町歩におよぶ水田を潤していた。戦後急速に進んだ都市化、農地の減少、用水の水質悪化などによって、穏やかな農村地帯として長い歴史を支えてきた、その本来の機能はなくなりつつあるが、水の恵みによって築かれてきた「水文化」を伝える重要な産業遺産である。また、多様な市民活動に支えられて、本市の貴重な景観資源として広く親しまれている。

農業土木技術を駆使した二ヶ領用水久地円筒分水は、その機能はもとより、水の歴史を後世につたえる重要な産業遺産である。

北部丘陵地から市内に流れ込む多摩川水系や鶴見川水系の多くの小河川が市街地に潤いのある景観を提供している。

多摩川が細長い本市の地形に沿って流れており、密度の高い都市部空間と対比的に広大な河川空間の魅力を身近に感じることができる。

臨海部では、広々とした海辺景観の施設群がダイナミックな景観を創出している。

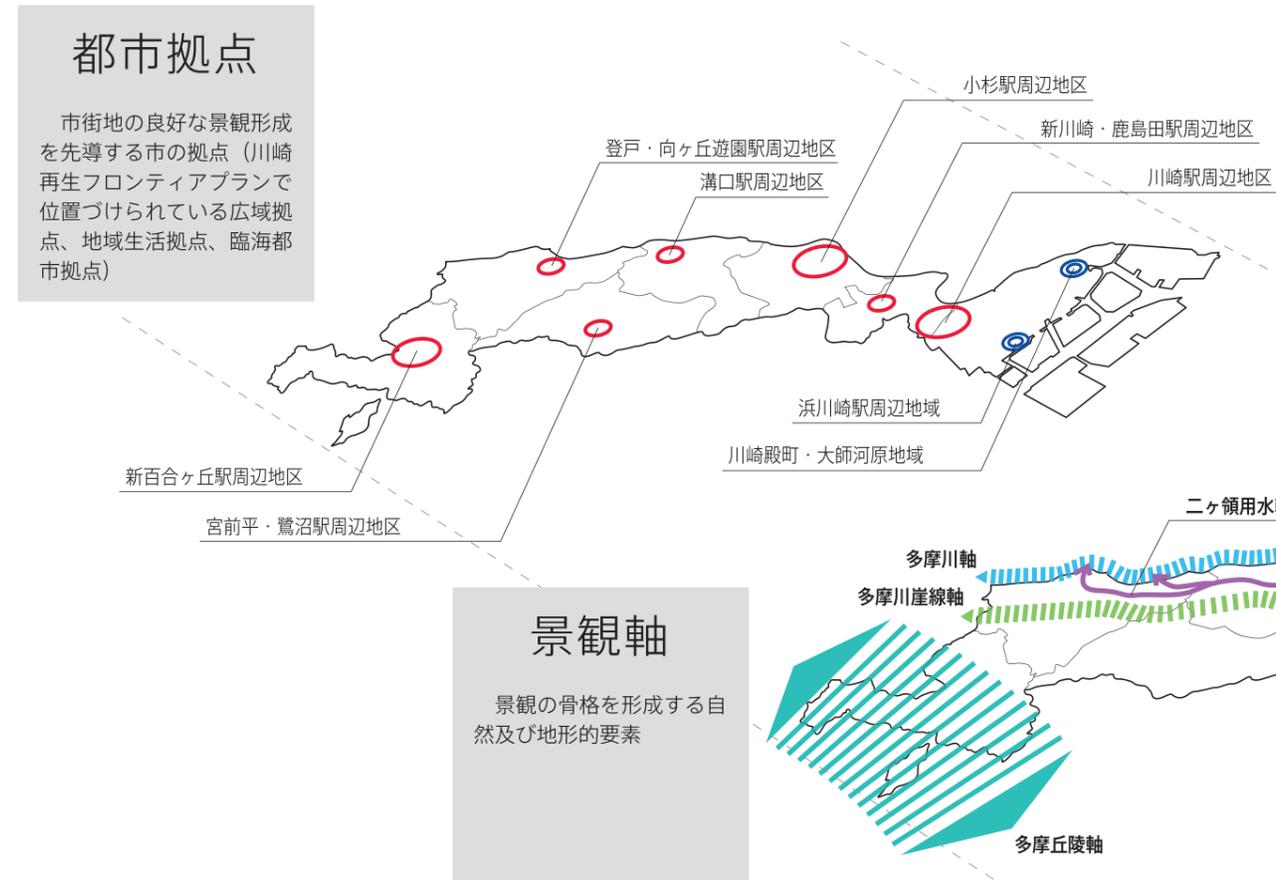
このように、スケールの異なる多彩な水辺空間が都市部に近接していることが本市の大きな特徴である。

序章 川崎らしい景観をめざして

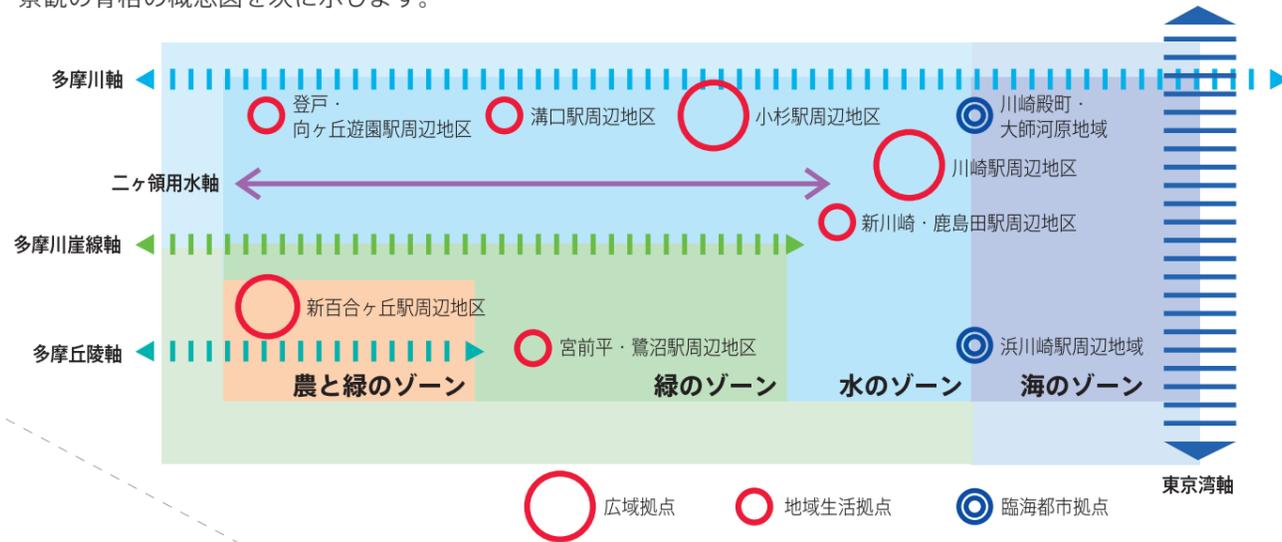
3 本市における景観の骨格

序章 川崎らしい景観をめざして

本市の景観特徴を踏まえ、景観の骨格を次のとおり整理します。



景観の骨格の概念図を次に示します。



序章 川崎らしい景観をめざして

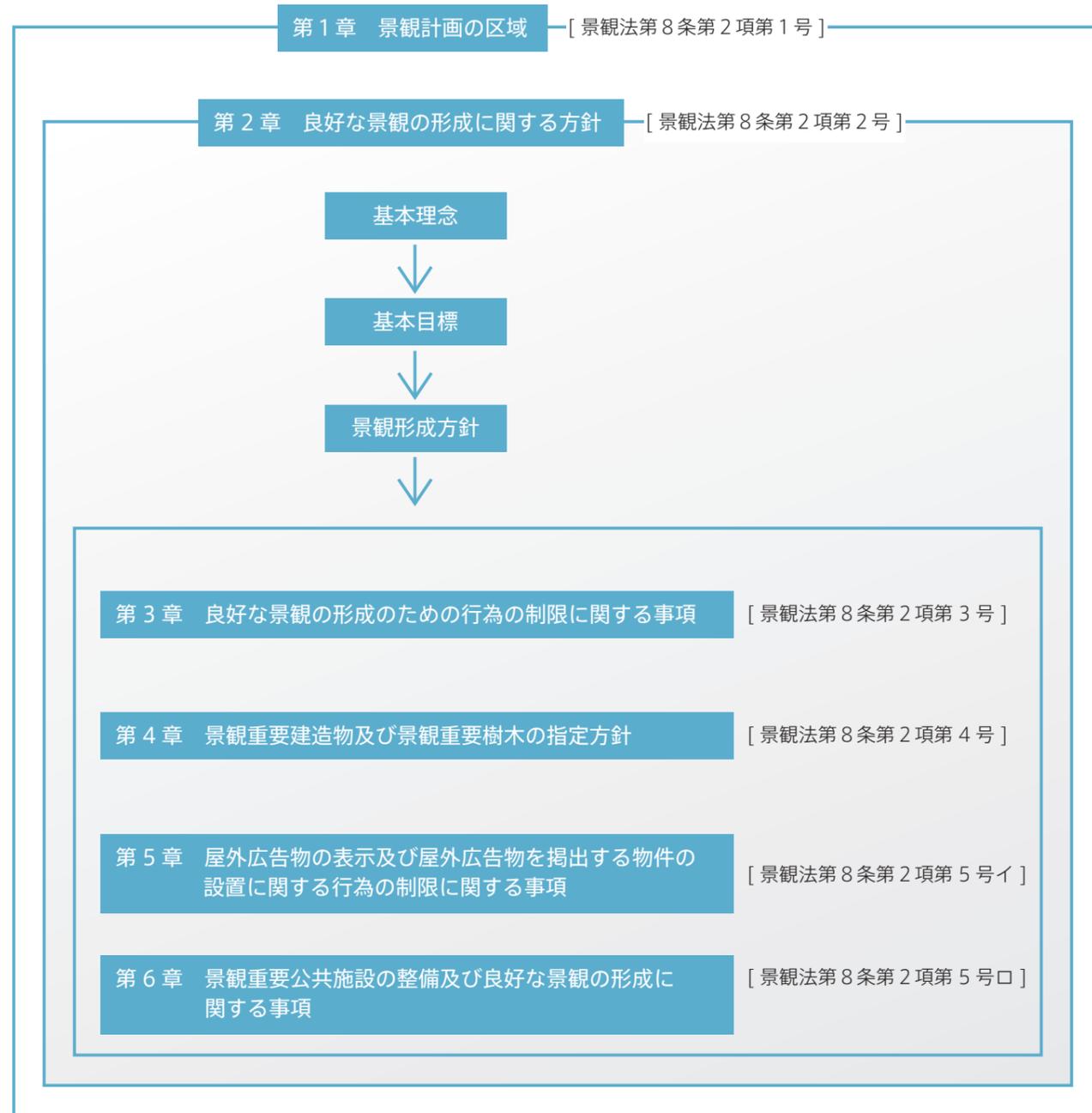
景観の骨格をつくる景観要素を、次のマトリックスに整理します。

		景観ゾーン			
		海のゾーン (臨海部)	水のゾーン (内陸平野部)	緑のゾーン (北部丘陵部)	農と緑のゾーン (北部丘陵部)
景観軸	多摩川軸	○	○	—	—
	多摩川崖線軸	—	○	○	—
	多摩丘陵軸	—	—	—	○
	東京湾軸	○	—	—	—
	二ヶ領用水軸	—	○	—	—
都市拠点	広域拠点	—	川崎駅周辺地区 小杉駅周辺地区	—	新百合ヶ丘駅周辺地区
	地域生活拠点	—	溝口駅周辺地区 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区 新川崎・鹿島田駅周辺地区	宮前平・鷺沼駅周辺地区	—
	臨海都市拠点	川崎殿町・大師河原地域 浜川崎駅周辺地域	—	—	—



4 景観計画体系図

景観法の規定と景観計画の体系の関係を次に示します。



景観法の規定に基づく各章の性格を次に示します。

第1章 景観計画の区域

本章では、景観計画が対象とする区域を定めています。

なお、景観法に基づく制度の多くは景観計画の区域内であることを条件としているため、川崎市景観計画は、景観形成の可能性を広げるためにも、市全域を景観計画の区域として定めています。

第2章 良好な景観の形成に関する方針

本章では、川崎市の魅力ある景観の形成のための考え方、方向性、配慮事項等を基本理念、基本目標、景観形成方針として定めています。

この章に定めた内容は、建築物の規模などに関わらず、市内で行われる全ての土地の利用に関する行為が対象となります。

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

本章では、規模や区域に関する一定の要件に該当する行為を対象に景観の形成に関する制限を定めています。

なお、本章に定めた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しない場合には、市は変更を命ずることができません。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

本章では、景観法に基づく「景観重要建造物」「景観重要樹木」を指定する方針を定めています。

第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

本章では、特定の区域を対象に屋外広告物に関する制限を定めています。

なお、本章で定めた制限は、川崎市屋外広告物条例に反映され、この条例に定める一般的な基準に加えて、屋外広告物を設置する際に許可を受けるための基準となります。

第6章 景観重要公共施設の整備及び良好な景観の形成に関する事項

本章では、景観上重要な公共施設及びその整備方針を定めています。本章で指定した景観重要公共施設は、その整備方針に基づいた良好な景観の形成を実現する整備が義務付けられます。

景観計画の区域

1

1 景観計画の区域

本市は、神奈川県北東部に位置し、市域面積は約144 km²です。市域は東京都と境をなしている多摩川の右岸に沿って、北西の丘陵部から南東の臨海部へ延長約33 kmにおよぶ細長い地域です。

本市の景観をさらに美しく魅力あるものとするため、また、身近な街なみの景観を守り育て次世代へと継承していくために、市全域を景観計画区域として定めます。



2 景観計画特定地区

地域の景観の形成を先導していく地区や本市の景観の骨格の一部を構成する重要な地区などは随時、「景観計画特定地区」として位置づけ、より積極的な景観の形成を図るため、詳細な景観形成方針及び行為の制限を定めます。

景観計画特定地区の区域は、市へお問い合わせください。

1

良好な景観の形成に関する方針の体系図

良好な景観の形成を実現するための基本理念、基本目標、景観形成方針の体系を次に示します。

基本理念

かわさき百年の風土記づくり

—— 魅力ある景観の広がり風景を育て、時を重ねて風土を紡ぐ ——

基本目標

- 目標1 川崎を形づくる骨格を際立たせる景観づくり
- 目標2 個性と魅力ある川崎の顔となる景観づくり
- 目標3 地域特性を活かした身近な街なみの景観づくり
- 目標4 市民・事業者・市の協働による景観づくり

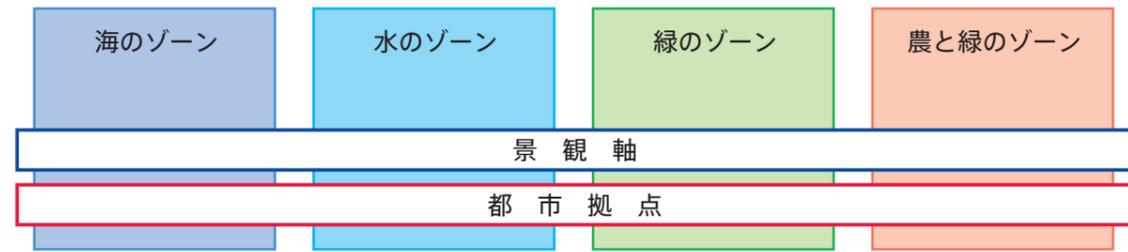


景観形成方針

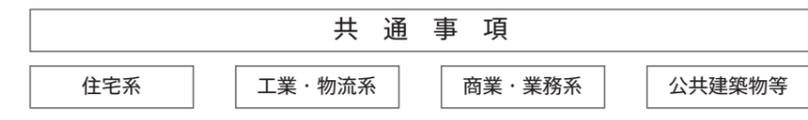
景観作法

- 作法1 周辺環境を読み取る
- 作法2 周辺との調和と魅力の創出に配慮する
- 作法3 コモンスペース*の連続性に配慮する
- 作法4 潤いをあたえる緑や水の空間を演出する

市域の骨格をつくる景観形成方針



建築物等の用途別の景観形成方針



良好な景観の形成に関する方針

2

* 17ページの解説を参照してください。

2 景観形成の基本理念

本市の景観形成の基本理念を次のとおり定めます。

かわさき百年の風土記づくり

魅力ある景観の広がりが風景を育て、時を重ねて風土を紡ぐ

百年の風土記づくりとは

「国家百年の計」と言われるように、社会状況がめまぐるしく変化する中においても、百年単位の展望が必要なものがあります。都市の景観形成は、まさにそれに値します。

成長を前提とする社会から持続型社会への転換が求められる時代のなかで、本市の景観形成においては、長い年月を経ても価値感を失わない魅力ある景観を創造することや地域の大切にすべき資源を発見し調和させながら受け継ぐことが大切と考えます。

『景観』、『風景』、『風土』の定義は諸説ありますが、景観形成の基本理念では、これらの言葉を次のとおり定義します。

- 景観** 個々の建物の外壁、屋根、門扉、植栽などと道路、街路樹、街灯などの様々な要素が調和して形成されたものを景観とします。
- 風景** 景観が時間の経過とともに連続して、広がりを持って形成されたものを風景とします。
- 風土** 風景が歴史を重ね、人々の生活や文化として定着したものを風土とします。

街に一粒の『種』を植えることから百年の風土記づくりを始めましょう。

景観の「種」を育てる

街に一粒の『種』を植えることから、景観づくりは始まります。このささやかな行為が風土記づくりの第一歩です。

ただし、何もしなければ、その種は小さな芽を出すこともありません。「思いやり」の気持ちをもち、育てていく必要があります。



風景の「花」を咲かせる

小さな芽が成長し『花』を咲かせるころには、その木は街なみを彩る風景の一部となります。

また、朝夕の変化や四季の変化が街に潤いを与え、集まってくる小鳥たちが生活環境を豊かなものにします。「思いやり」の気持ちは「愛着」へと変化していきます。



風土の「実」を結ばせる

大きく広がった枝が心地よい緑陰をつくり、『実』を結ぶころには、その樹木にはたくさんの「思い出」が刻まれています。その「思い出」こそが、市民一人ひとりの「心の景観」となり、街の景観・風景・風土を物語る風土記の1ページとなります。



理念を実現するためのそれぞれの役割

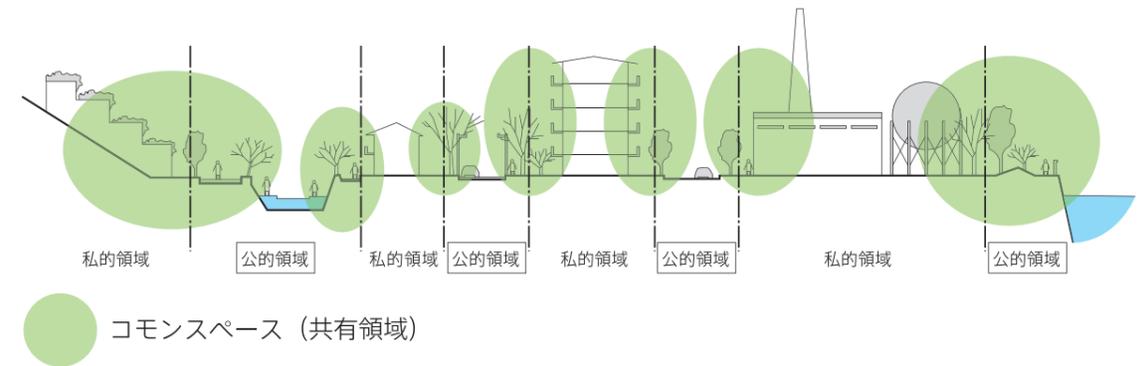
——— 市民・事業者・市との協働により川崎らしさを実現する景観づくり

新たな時代の都市像の規範となる「持続可能な社会」と「市民・事業者・市との協働による川崎らしさ」を実現するためには、市民・事業者・市のそれぞれが、心の中に「コモン」*の精神をもつことが必要です。そして協働作業により、『川崎の顔となる魅力ある景観の創出』と『地域特性を活かした身近な街なみの景観を守り育てる』ことをバランスよく実現することが求められます。

*「コモン」という言葉は、共通、共有、互いに役立つなどと訳されます。

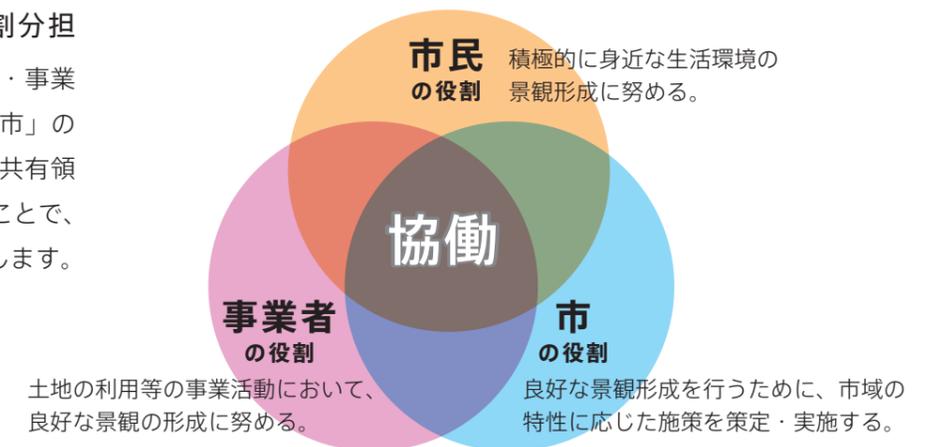
「コモン」を空間としてとらえる

建築物や建築敷地などの私的領域と道路、河川、公園などの公的領域の境目に位置するコモンスペース（共有領域）と考えます。そこでは、屋根や外壁の色や形、門扉、植栽、街路樹、街灯などの景観を構成する要素が一体的に調和し、連続することで、良好な景観が形成されます。



コモンスペースでの役割分担

私的領域の景観を担う「市民・事業者」と公的領域の景観を担う「市」の協働により、コモンスペース（共有領域）における景観の調和を図ることで、魅力ある川崎らしい景観を創出します。



このことで、わが街の個性（アイデンティティ）を醸成し、次世代に胸を張って引き継げる都市景観を実現することができます。

3 景観形成の基本目標

本市の景観形成の基本目標を次のとおり定めます。

目標1 川崎を形づくる骨格を際立たせる景観づくり

本市の4つの景観ゾーン（海のゾーン、水のゾーン、緑のゾーン、農と緑のゾーン）を支える地形や市域の骨格を形成する景観要素である景観軸（多摩川軸、多摩川崖線軸、多摩丘陵軸、東京湾軸、二ヶ領用水軸）を大切に、その特徴的な骨格を際立たせる景観づくりをめざします。



目標2 個性と魅力ある川崎の顔となる景観づくり

川崎再生フロンティアプランで位置づけられている9つの都市拠点（広域拠点、地域生活拠点、臨海都市拠点）を本市における良好な景観形成の先導的役割をもつ景観の拠点として、川崎市の都市イメージをつくる顔となるように、個性と魅力ある表情豊かな景観づくりをめざします。



目標3 地域特性を活かした身近な街なみの景観づくり

川崎市には様々な地域があり、その特色も多様です。自然的資源や歴史的資源などの地域らしさを発見し、調和させながら受け継ぐことにより、まとまりのある身近な街なみの景観づくりをめざします。



目標4 市民・事業者・市の協働による景観づくり

景観は共有財産であることを認識し、つくり、守り、育てるために、市民・事業者・市が協働した景観づくりをめざします。



4 景観形成方針

-1 景観作法

基本目標を実現するために、建築物等の新築や増築、外観の色彩の変更など土地の利用に関係する行為において、市民・事業者・市の誰もが心がけるべきことを景観作法として次のとおり定めます。

作法1 周辺環境を読み取る

- 1 地形、水、緑などの自然的環境を読み取る。
- 2 神社、仏閣などの建造物、遺跡や石碑、また、街道や水路などの歴史的環境を読み取る。
- 3 地域に暮らす人々によりつかわれる生活や文化などから都市の特徴を読み取る。
- 4 街区や道路、敷地の関係によって生まれるその場所がもつ特徴を読み取る。

作法2 周辺との調和と魅力の創出に配慮する

- 1 読み取った周辺環境との調和に配慮する。
- 2 遠景、中景を意識し、群として魅力ある景観の創出に配慮する。
- 3 拠点等に位置し、ランドマーク性をもたせることが適切な建築物においては、場所がもつ特徴を十分把握したうえで、象徴性の演出に配慮する。
- 4 建物の配置、壁面の位置、スカイラインなど、周辺の街なみとの調和に配慮する。
- 5 外観に係る形態、意匠、素材、色彩などについて、周辺の街なみとの調和に配慮する。

作法3 コモンスペースの連続性に配慮する

- 1 拠点等における公開空地などでは、コモンスペースの良好な景観を連続させ、質の高い景観を形成する。
- 2 土地利用においては、敷地に接する道路等の公共空間との連続性や一体性に配慮する。

作法4 潤いをあたえる緑や水の空間を演出する

- 1 海や河川などの水辺空間では、憩いの場や眺望の確保、水辺空間との一体的なオープンスペースの確保などに努める。
- 2 まとまりのある緑地や農地の周辺では、特に緑化や建物の色彩などに配慮し、調和を図る。
- 3 拠点等における公開空地などでは、質の高い緑化や水の空間の演出に努める。